

【ドイツ】ドイツ連邦議会議事規則の包括的な改正

海外立法情報課 山岡 規雄

*2025年10月、懲罰の厳格化、議論の活性化、従来の慣行の明文化等を目的とした連邦議会議事規則の包括的な改正が行われた。

1 改正の背景

2025年10月16日、連邦議会において、ドイツ連邦議会議事規則（以下「議事規則」）の改正が可決され、同年11月1日に施行された¹。議事規則全体にわたる1980年以来の大規模な改正となった。クレックナー（Julia Klöckner）連邦議会議長によれば、「手続の信頼性、討論の尊厳及び多数派と少数派の間の公正な扱い」という観点からの改正とされる²。

ドイツの新聞・雑誌においては、このうち「討論の尊厳」に関する部分、すなわち、野次など院内秩序を乱す行為に関する改正に焦点を当てる報道が多く見られた³。極右政党とされる「ドイツのための選択肢（AfD）」が初めて連邦議会の議席を獲得した2017年以降、議長が議院の秩序等を乱す発言者に対して発する秩序維持警告（Ordnungsruf）の件数が急増していた⁴。こうした問題に対処するため、前議会期（第20議会期）から議事規則の改正が検討されていた⁵。

また、AfDに対し、副議長の選挙、委員長の解任の問題に関して従来の会派とは異なる対応がとられたことがあり、その対応について議事規則に明文の根拠がなかったため憲法訴訟に発展したケースもあった。今回の改正では、懲罰に関する改革に加え、こうした憲法訴訟における連邦憲法裁判所の決定や明文規定のなかった従来の解釈・慣行の条文化も行われた。

2 改正の主な内容

議事規則の改正に併せ、議員法の改正も行われたため⁶、関連箇所で同法の改正も一部紹介することとする。以下、条名は、特記のない限り、議事規則のものを指す。

（1）副議長の選挙並びに副議長及び委員長の解任に関する手続

副議長の人数は、各会派への1人以上の割当てを考慮しつつ、連邦議会が決定するという規定が新たに追加された（第2a条第1項）⁷。副議長選挙を3度実施しても選出に至らなかった

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年12月5日である。

¹ Bekanntmachung der Neufassung der Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages vom 17. Oktober 2025 (BGBl. 2025 I Nr. 250)

² BT-Plenarprotokoll 21/34, 2025.10.16, S.3795.

³ „Pöbeln sollen härter bestraft werden.“ *Süddeutsche Zeitung*, 2025.9.12.など。

⁴ 第20議会期（2021年10月26日～2025年3月25日）では、総数で約130件となり、最も多く秩序維持警告を受けた会派は85件のAfDであった。„Großteil der Ordnungsrufe im Bundestag gegen AfD“, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2025.3.7; „Gesammelt wie Trophäen“, *Frankfurter Rundschau*, 2025.3.22.

⁵ 前与党会派からは改正案（BT-Drs. 20/12088）、前野党会派のキリスト教民主／社会同盟からは改正の方向性を示す動議（BT-Drs. 20/12087）が提出されていた。いずれも審議未了で廃案となった。

⁶ Gesetz zur Änderung des Abgeordnetengesetzes - Kürzung der Kostenpauschale und Erhöhung der Ordnungsgelder vom 28. Oktober 2025 (BGBl. 2025 I Nr. 258)

⁷ 改正前の第2条第1項では、各会派への1人以上の割当ての原則が規定されていたが、AfDの会派の副議長候補は選出のために必要な票を獲得できず、選出されなかった。2022年、AfDは、同項の原則どおり選出しないことは、会派に保障された権利の侵害であるとして、連邦憲法裁判所に提訴したが、同裁判所は、同項の原則よりも連邦議会の選挙権の方が優先されるとして、AfDの主張を退けた。山岡規雄「【ドイツ】連邦議会副議長選挙に関する連

場合には、副議長候補の次の提案には、総議員の4分の1以上の支持が必要とされることが規定された（同条第3項）⁸。また、副議長の解任に関する規定が新たに設けられ、総議員の半数以上の提案に基づき、総議員の3分の2以上の賛成で解任されると規定された（同条第4項）。委員長の解任についても規定が新設され、副議長の場合と同様の手続（「総議員」の部分が「総委員」となる。）が規定された（第58a条第1項）⁹。

（2）発言に関する規則

①同一会派の議員が発言した場合には、当該会派の他議員の発言は他の全ての会派の発言が終了してからとする（第28条第1項）、②第一読会の最初の発言者は、議案提出会派の所属議員とする（同条第2項）など、発言の順番等に関する従来の慣行を明文化した¹⁰。また、討論を活性化するため、時事問題討論時間（Aktuelle Stunde. 一般の関心がある時事問題について討論する時間。第106条第1項）においても中間質問、中間発言及び後続発言¹¹を許可することとした（附則第3第10号）。発言の一般原則について定める第33条に、議員相互に対する尊重及び配慮をもって発言しなければならないと規定する項が追加された（同条第3項）

（3）懲罰関係

議長の新たな権限として、同一会議中に3度秩序維持警告の対象となった議員を、当該会議の継続中、議場から退場させることが規定された（第36条第2項）。また、従来、議長の判断で科せられる制裁であった秩序金（Ordnungsgeld）を、3会議週（連邦議会の議事の予定が入っている週）内に3度秩序維持警告があった場合に科すこととしたほか（改正後も議長の判断で3度よりも前でも科せる。）、額を2倍に引き上げた（第37条、議員法第44e条）¹²。

（4）記名投票の要求期限

記名投票の要求の期限が、表決の開始時から会議の開始時に早められた（第52条）¹³。

（5）少数派の権利の強化

委員会の総委員の4分の1以上の要求があった場合、公聴会を開催しなければならないという従来の規定に、開催決定後、10会議週以内の開催という期限が追加された（第70条第2項）。

邦憲法裁判所の決定」『外国の立法』No.292-1, 2022.7, p.35. <<https://doi.org/10.11501/12302077>> 今回の改正により、各会派への1人以上の割当ては、単なる考慮事項という位置付けになった。

⁸ 最初の3度の選挙については、人数要件ではなく、どの会派が候補者を提案できるかを連邦議会が議決すると規定している（第2a条第1項）。改正前は、人数要件など提案権に関する明確な規定がなかったため、AfDがその副議長候補の選出が否決されるたびに新たな候補を提案するということが繰り返された。他の議事の支障となる、こうした行為を防ぐため、人数要件を設ける改正が行われた。„Pöbeln sollen härter bestraft werden,“ *op.cit.*(3)

⁹ 2019年、AfDのブラントナー（Stephan Brandner）法務委員長が解任された。連邦議会史上初の委員長の解任の事例であったが、議事規則に解任手続の明文規定がなかったため、AfDは、会派に保障された権利の侵害であるとして連邦憲法裁判所に提訴した。2024年、同裁判所は、AfDの主張を退けた。2 BvE 1/20, 2 BvE 10/21。

¹⁰ 発言に関する規則以外にも従来の慣行を明文化した改正は幾つかある。例えば、会派結成のための人数要件を満たしていないが、連邦議会の認定により一定の権限が付与される議員団（Gruppe）に関する規定（第10a条）など。

¹¹ 発言者の持ち時間中に当該発言者及び議長の許可の下で、当該発言者に対して行われる質問が「中間質問（Zwischenfrage）」であり、回答を要求しない発言が「中間発言（Zwischenbemerkung）」である。従来、これらは発言の許可一般に関する規定（第27条）において定められていたが、発言者の発言終了後に許可される「後続発言（Kurzintervention）」（「中間発言」の一種として扱われていたが、今回の改正では、別個の形式とされた。なお、当該質問・発言に要した時間は発言者の持ち時間に算入しない。）とともに独立して規定されることとなった（第27a条）。従来の運用では、時事問題討論時間の際、これらは認められていなかった。BT-Drs. 21/1538, S.82.

¹² 初回は2千ユーロ、2度目以降は4千ユーロとされた。1ユーロは、約175円（令和7年12月分報告省令レート）

¹³ 記名投票の場合、議員に出席義務が生じる。記名投票の要求の期限の前倒しは、子を養育する議員の予定を立てやすくするための改正とされる。そのほか、家庭と議員職との両立を目的とした改正として、子を出産した親の配偶者である議員が子の出生後7日間登院しなかった場合を職務経費手当減額の対象からの除外事由として追加した議員法第14条第2項の改正が挙げられている。„Schärfere Spielregeln,“ *Süddeutsche Zeitung*, 2025.10.18/19.